

県南広域振興局長告示第22号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年3月23日

県南広域振興局長 細川倫史

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372400077	社会福祉法人花巻市社会福祉協議会	花巻市社会福祉協議会指定 東和訪問介護事業所	花巻市東和町安俵6区71番 地	平成30年4月1日